

NPO法人 住学協同機構筑豊地域づくりセンター

## 設 立 総 会 議 事 録

- 1、 日 時 平成18年11月8日(水) 午後7時～9時
- 2、 場 所 福岡県飯塚市柏の森11-6 近畿大学産業理工学部パウ  
          ヒュッテ
- 3、 出席者数 31名(うち書面表決者19名)
- 4、 審議事項
  - (1) 議長選任の件
  - (2) 議事録署名人の選任の件
  - (3) 設立趣旨に関する件
  - (4) 定款に関する件
  - (5) 寄付財産に関する件
  - (6) 平成18年度及び平成19年度の事業計画並びに収支予算について
  - (7) 役員及び報酬に関する件
  - (8) 設立代表者の選任について
- 5、 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (1) 議長に菊川清発起人が満場一致で選出された。
  - (2) 議長より、議事録署名人に加地豊発起人、高橋宏発起人を選任したいと提案があり、承認された。
  - (3) 菊川清発起人より、別紙の設立趣旨により特定非営利活動法人を設立したい旨の提案があり、審議の結果、全会一致で可決された。当団体が、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することも併せて確認された。
  - (4) 大塚洋一発起人より別紙定款案が提出され、審議の結果、全会一致で承認された。

- (5) 大塚洋一発起人より設立当初の財産について、別紙財産目録を配布して諮ったところ、全員異議なく承認した。
- (6) 大塚洋一発起人より、平成18年度及び平成19年度の事業計画並びに収支予算について提案があり、満場一致で可決された。
- (7) 大塚洋一発起人より役員を選出について提案があり、定款附則に記載のとおり選出した。また、設立当初の役員報酬については、支給しないことを全員異議なく承認した。
- (8) 議長より設立代表者について諮ったところ、大塚洋一氏を選任することが満場一致で可決された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成18年11月 日

議 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印

(別紙1)

## NPO法人 住学協同機構筑豊地域づくりセンター設立趣旨書

### 1、趣旨

筑豊は、いわゆる石炭後遺症として相互に絡み合う広域的で複雑な問題を数多く抱えている。これらの解決にあたっては、ともすればこれまで対症療法的な対応に終始してきたきらいがあった。

このことが、地域の現状や問題の本質を冷静に分析し、そして自らの手で問題を解決しようという意欲を阻害し、「筑豊の自立」を阻んできたといえよう。このため「筑豊のイメージ」は必要以上に低められ、問題の解決をますます困難にしてきたといえる。

筑豊のイメージを高め、いきいきとした地域に再生するために重要なことは、筑豊に住む様々な立場の人々が、個人および地域の利害をこえ、多様で広域的な観点から筑豊の実態を認識し、そして将来のあるべき姿を展望することではないだろうか。

これまで自治体や様々な民間団体が、夫々の考えのもとに地域おこしに取り組んできた。また、国や県などの公的機関が、筑豊の再生振興のために投下した資金は、莫大な額になるといわれている。しかし残念ながら、十分な成果を上げたとは言い難い。

筑豊が停滞を脱しきれず苦悩するなかで、わが国経済社会は大きく変貌した。少子高齢化、国際化、情報化などの進展は留まるところを知らず、女性の社会進出も著しい。この変化の波が、地域社会に与えた影響はわれわれの予想をこえて大きいものがある。特に、ITの進展と高速交通体系の整備は、住民の生活環境に多大な影響与えるとともに、従来の行政枠を陳腐化させている。

加えて、国と地方自治体とを問わず財政の危機的状況は一段と深刻さを増しており、これらを背景とする市町村合併が進められている。平成の大合併によって、全国の市町村地区は大きく塗りかえられており、筑豊においても25市町村が15市町村へと減少した。

このような筑豊を取りまく内外の社会経済環境の変化に対して、われわれは地域づくりに関する啓発事業や地域振興に関する調査研究などに対し、新しい体制で取りくむ必要がある。地域社会からの信用を一段と高め、賛同者や支援者の拡大をはかり、財政を安定化させて、地域社会の様々な課題により積極的に取りくむべく、任意団体からの脱皮を図らなければならない。同時に、官から民への潮流の中で、指定管理者制度などの公的な要請の増大にも備えておく必要がある。

NPO法人住学協同機構筑豊地域づくりセンターの設立を申請するにあたって、われわれは、センター活動が単に今までの延長ではなく、地域社会に対する責任と役割りをより一層明確にするものであることを宣言する。そして、地域社会の発展並びに住民の福祉向上に積極的に貢献することを誓うものである。

### 2、申請に至るまでの経過

筑豊のイメージを高めるために重要なことは、筑豊に住む様々な人々が、個人及び地域

の利害をこえて、多様で広域的な立場から筑豊の現状を認識し、将来を展望することが必要であるとの観点から、近畿大学産業理工学部の大きな支援を得て、われわれは1988年(昭和63年)4月、「筑豊むらおこし・地域づくりゼミナール(現筑豊ゼミ)」を開設した。現在(2006年)、19期生を迎えて学習活動が続けられているが、これまでの修了生は1500名を超えており、修了生の中からは地域おこし活動のリーダーを務める者が現れるなど、一定の成果をあげている。

われわれはこの筑豊ゼミにおける経験から、「地域を学習する場」、「意見交換する場」、「交流する場」が地域の中に切実に必要とされていることを学んだ。そして、この経験に基づき、この「場」を継続的に提供するシステムの構築が希求された。この要請に応じて、「住学協同機構筑豊地域づくりセンター(以下センター)」が構想され、1992年(平成4年)10月に創設をみたのである。

センターは、以下の項目を地域社会への果たすべき役割りとして活動を展開してきた。

- 1、地域づくりのための学習の場の提供。
- 2、地域活動グループのネットワーク化。
- 3、地域の将来像の形成。
- 4、地域経済の健全な発展のための仕掛けづくり。

センター設立前後の主な活動は、次の通りである。

- |                        |    |                                     |
|------------------------|----|-------------------------------------|
| 1990年(平成 2年)           | 5月 | 調査研究報告書「住学協同機構筑豊地域づくりセンター」刊行        |
| 1991年(平成 3年)           | 2月 | 筑豊の将来を考えるためのゲーミングシュミレーション「筑豊市長選挙」実施 |
| <b>1992年(平成 4年)10月</b> |    | <b>住学協同機構筑豊地域づくりセンター設立</b>          |
| 1994年(平成 6年)           | 1月 | 第2回「筑豊市長選挙」実施                       |
| 1997年(平成 9年)           | 3月 | 第3回「筑豊市長選挙」実施                       |
| 1998年(平成10年)           | 3月 | 地方分権フォーラム「筑豊の明日を考える」実施              |
| 2000年(平成12年)           | 3月 | 環境に配慮した地域づくり「筑豊のゴミを考えるシンポジウム」実施     |
| 2001年(平成13年)           | 3月 | 調査研究報告書「市町村合併の手引き～あなたが動けば地域が変わる」刊行  |

この間、1996年(平成8年)11月 (財)あしたの日本を創る協会より「ふるさとづくり大賞～内閣官房長官賞」を授与さる

平成18年11月8日

NPO法人 住学協同機構筑豊地域づくりセンター  
設立代表者 住 所 福岡県飯塚市大分1353番地  
氏 名 大 塚 洋 一 印

(別紙2)

## NPO 法人 住学協同機構筑豊地域づくりセンター定款

### 第1章 総則

[名称]

第1条 この法人は、NPO 法人 住学協同機構筑豊地域づくりセンターと称する。

[事務所]

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県飯塚市内に置く。

### 第2章 目的及び事業

[目的]

第3条 この法人は、住民と近畿大学産業理工学部をはじめとする地域の大学(以下「大学」という)が協同して、地域づくりに関する事業を行い、併せて子どもを含む地域住民の学習啓発を促し、その交流と親睦を図り、もって筑豊地域の文化や経済の振興、発展に寄与することを目的とする。

[特定非営利活動の種類]

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

[事業]

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - 1 地域の福祉増進に関する普及啓発事業
  - 2 むらおこし・地域づくりに関する普及啓発事業
  - 3 むらおこし・地域づくりを担う人材の育成事業
  - 4 地域社会の振興発展に関する調査・研究事業
  - 5 地域社会の振興発展に関する情報の収集・提供事業

- 6 指定管理者制度に基づく地域社会振興に関する施設の管理運営事業
  - 7 地域づくりのコンサルタント事業
  - 8 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
- 1 物品及び食品販売事業

### 第3章 会 員

#### 〔種 別〕

第 6 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 特別会員 この法人を運営する上で有用な学識経験者

#### 〔入 会〕

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### 〔入会金及び会費〕

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### 〔会員の資格喪失〕

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### 〔退 会〕

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### 〔除 名〕

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

〔抛出金品の不返還〕

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 会長

〔会長〕

第13条 この法人に、法上の役員以外に会長1名を置くことができる。

- 2 会長は、近畿大学産業理工学部学部長が就任する。
- 3 会長は、この法人の活動全般について助言を行うとともに、通常総会並びに理事会をはじめ諸会合に出席し、意見を述べることができる。

## 第5章 役員及び事務局

〔役員：種類及び定数〕

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上15名以内、監事1名以上2名以内。
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。又、副理事長2名以内を置くことができる。

〔選任等〕

第15条 理事並びに監事は、正会員の中から総会で選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

〔職務〕

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

〔任期等〕

第17条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

〔欠員補充〕

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

〔解任〕

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

〔報酬等〕

第20条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

〔事務局〕

第21条 この法人に事務局を置き、事務局長のほか必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員は理事長が委嘱する。
- 3 事務局の運用に関する規約は、理事長が別途定める。

## 第6章 総会

〔種別〕

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

〔構成〕

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

〔権能〕

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算



- (6) 役員を選任、解任及び職務
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

〔開催〕

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、下記の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の2以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

〔招集〕

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はFAXもしくは電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

〔議長〕

第27条 総会の議長は、出席の正会員の中から選出する。

〔定足数〕

第28条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席(書面又はFAXもしくは電磁的方法による表決を含む)がなければ、開会することができない。

〔議決〕

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

〔表決権等〕

第30条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又はFAXもしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

〔議事録〕

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面又はFAXもしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、捺印しなければならない。

## 第7章 理事会

〔構成〕

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

〔権能〕

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

〔開催〕

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

〔招集〕

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はFAXもしくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

〔議 長〕

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

〔議 決〕

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席した理事総数の過半数をもって決し(書面又はFAXもしくは電磁的方法による表決者を含む)、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔表決権等〕

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又はFAXもしくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

〔議事録〕

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又はFAXもしくは電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、捺印しなければならない。

## 第8章 資産および会計

〔資産の構成〕

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

〔資産の区分〕

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

〔資産の管理〕

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

〔会計の原則〕

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

〔会計の区分〕

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

〔事業計画及び予算〕

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

〔暫定予算〕

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

〔予備費の設定及び使用〕

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

〔予算の追加及び更正〕

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

〔事業報告及び決算〕

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

〔事業年度〕

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

〔臨機の措置〕

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

### 〔定款の変更〕

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上(書面又はFAXもしくは電磁的方法による表決を含む)の議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

### 〔解 散〕

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上(書面又はFAXもしくは電磁的方法による表決を含む)の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### 〔残余財産の帰属〕

第54条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において定めるものに譲渡するものとする。

### 〔合 併〕

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上(書面又はFAXもしくは電磁的方法による表決を含む)の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

### 〔公告の方法〕

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

## 第11章 雑 則

### 〔細 則〕

第57号 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

【付則】1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 大 塚 洋 一

理 事 太 田 勇 司

理 事 菊 川 清

理 事 白 澤 恵 一

理 事 高 橋 宏

理 事 野見山 ミチ子

理 事 久 門 守

理 事 深 町 裕 史

理 事 藤 江 文 雄

理 事 森 川 信 雄

理 事 宮 嶋 玲 子

監 事 加 地 豊

監 事 榎 塚 忠 穂

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。但し、任意団体「住学協同機構筑豊地域づくりセンター」の会員であったものが引き続きこの法人の会員となる場合は、入会金及び設立初年度の年会費は、徴収しないものとする。

(1) 入会金 0円

(2) 年会費 正会員(個人) 5,000円

正会員(団体) 10,000円(1口)

特別会員 0円

7 この法人の設立当初の主たる事務所は、福岡県飯塚市大分1353番地に置く。

(別紙3)

設 立 当 初 の 財 産 目 録

平成19年3月16日現在

NPO法人 住学協同機構筑豊地域づくりセンター

資 産 の 部

流 動 資 産

現 金 預 金

現 金 金0円

預 金 普通預金 福岡銀行天道支店 金219、537円  
飯塚信用金庫本店 金78、616円

流動資産合計 金298、153円

固定資産合計 金0円

資 産 合 計 金298、153円

負 債 の 部

流動負債合計 金0円

固定負債合計 金0円

負 債 合 計 金0円

正 味 財 産 金298、153円

(別紙 4)

## 平成 1 8 年 度 事 業 計 画 書

成立の日から平成 1 9 年 3 月 3 1 日まで

NPO法人 住学協同機構筑豊地域づくりセンター

### 1、事業実施の方針

設立の趣旨に則り、われわれは筑豊のイメージを高め、いきいきとした地域に再生するための課題に積極的に取りくむ決意である。そのためにはまず、多様な観点から筑豊の実態を正しく把握し、認識する必要がある。この観点から、当面は筑豊の市町村がどのような状況にあるのかを、的確に把握することから始めたい。

### 2、事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
地域社会の振興発展に関する情報の収集・提供事業	むらおこし、まちづくりに係っている人達、関心を持つ人達への情報提供(自治体首長の講演と質疑懇談など)	月 1 回	飯塚市内	5 名	筑豊地区のむらおこし関係者など 50 名	2 0

#### (2) その他の事業

物品及び食品販売事業	近畿大学産業理工学部内での喫茶室の営業	2 0 日	飯塚市	2 名 (1 日)	X	1 0
------------	---------------------	-------	-----	--------------	---	-----



(別紙 5)

平成18年度特定非営利活動に係る事業会計収支予算書  
成立の日から平成19年3月31日まで

NPO法人 住学協同機構筑豊地域づくりセンター

科 目	金 額(単位:円)		
I 経常収入の部			
1 会費収入		55,000	
個人会費	15,000		
団体会費	40,000		
2 事業収入			
	0	0	
3 寄付金収入	270,000	270,000	
経常収入合計			325,000
II 経常支出の部			
1 事業費			
情報の収集・提供事業	20,000	20,000	
2 管理費			
事務費	13,000		
人件費	5,000	18,000	
経常支出合計			38,000
経常収支差額			287,000
III その他資金収入の部			
1 その他の事業会計からの繰入	5,000	5,000	
その他資金収入の部合計			5,000
IV その他資金支出の部			
1 予備費	0	0	
その他資金支出合計			0
当期収支差額			292,000
設立時資金有高			0
次期繰越収支差額			292,000

(別紙 6)

## 平成 1 9 年 度 事 業 計 画 書

平成 1 9 年 4 月 1 日 から平成 2 0 年 3 月 3 1 日 まで

NPO 法人 住学協同機構筑豊地域づくりセンター

### 1、事業実施の方針

平成 1 8 年度に引き続き、われわれは筑豊のイメージを高め、いきいきとした地域に再生するために、多様な観点から筑豊の実態を正しく認識する事業を推進したい。そのために前年度と同様に、筑豊地区の自治体の首長からのヒヤリングを通して、その実態の把握に努めたい。

また、子供の安全、安心に関する活動を推進するとともに、本年度は筑豊地域のまちづくりグループとの交流の場を設置して、地域おこしに関する意見交換を行い、筑豊再生への道筋を明らかにすることに努めたい。

### 2、事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
地域社会の振興発展に関する情報の収集・提供事業	地域づくりに係っている人達、関心を持つ人達への情報提供(自治体首長の講演と質疑懇談など)	年 6 回	飯塚市内	5 名	筑豊地区の地域おこし関係者など 3 0 名(1 回)	6 0
同 上	地域づくり団体間の積極的な情報交換と交流強化	年 2 回	筑豊地区内	5 名	筑豊地区の地域おこし団体関係者など 4 0 名	1 0 0
むらおこし・地域づくりに関する普及啓発事業	児童生徒の通学及び社会活動の安全を図り、子どもが安心して暮らせる地域づくりに関する研究	年 1 回	筑豊地区内	5 名	筑豊地区の P T A、住民など 5 0 名	3 0
地域社会の振興発展に関する調査・研究事業	地域活性化のための具体的方策の調査・研究	年 2 回	筑豊地区内	5 名	筑豊地区の住民有志 1 0 名(1 回)	1 0 0

#### (2) その他の事業

物品及び食品販売事業	近畿大学産業理工学部内での喫茶室の営業	2 0 0 日	飯塚市内	2 名 (1 日)		1 0 0
------------	---------------------	---------	------	--------------	--	-------

(別紙 7)

平成19年度特定非営利活動に係る事業会計収支予算書

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

NPO法人 住学協同機構筑豊地域づくりセンター

科 目	金 額 (単位:円)	
I 経常収入の部		
1 会費収入		350,000
個人会費	150,000	
団体会費	200,000	
2 事業収入	0	0
経常収入合計		350,000
II 経常支出の部		
1 事業費		
情報の収集・提供事業	160,000	
普及啓発事業	30,000	
調査・研究事業	100,000	290,000
2 管理費		
事務費	120,000	
人件費	60,000	180,000
経常支出合計		470,000
経常収支差額		▲120,000
III その他資金収入の部		
1 その他の事業会計からの繰入	50,000	50,000
その他資金収入の部合計		50,000
IV その他資金支出の部		
1 予備費	100,000	100,000
その他資金支出合計		100,000
当期収支差額		▲170,000
前期繰越収支差額		292,000
次期繰越収支差額		122,000

(別紙8)

役員名簿

NPO法人 住学協同機構筑豊地域づくりセンター

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	太田 勇司	福岡県田川市平松町1番62号	無
理事	大塚 洋一	福岡県飯塚市大分1353番地	無
理事	菊川 清	福岡県飯塚市潤野904番地295	無
理事	白澤 恵一	福岡県飯塚市片島1丁目5番3号 片島教官住宅1号	無
理事	高橋 宏	福岡県田川郡糸田町1870番地34	無
理事	野見山 ミチ子	福岡県直方市大字中泉2110番地1	無
理事	久門 守	福岡県北九州市小倉北区下富野4丁目11番 34号	無
理事	深町 裕史	福岡県飯塚市新立岩9番37号	無
理事	藤江 文雄	福岡県飯塚市花瀬125番地16	無
理事	宮嶋 玲子	福岡県飯塚市新飯塚3番22号	無
理事	森川 信雄	福岡県飯塚市下三緒977番地 CO ZY ハウスI-101	無
監事	加地 豊	福岡県嘉麻市漆生574番地1	無
監事	楨塚 忠穂	福岡県飯塚市川島380番地5 コートビレッジ川島 B-13	無